

「保育の必要性」について

新たな無償化の仕組みである「子育てのための施設等利用給付認定」において、預かり保育を利用する場合、その申請こどもの保護者のいずれもが下記の各号のいずれかに該当し、当該申請子どもの保育が必要な状態にあることの認定を受ける必要があります。

- ① 就労（月48時間以上の就労が必要）
- ② 妊娠・出産（分娩予定月と前後2か月、5か月間のみ有効）
- ③ 保護者の疾病・障がい（家庭での保育が困難である場合）
- ④ 同居親族の介護・看護（同居親族の常時の介護・看護が必要である場合）
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（就労誓約書の提出から、3ヶ月以内に就労して頂く必要があります）
- ⑦ 就学・職業訓練
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

必要な書類

幼児教育・保育の無償化に伴う新2号・新3号認定の申請をされる場合は、下記の必要書類（有効期限は申請日より3ヵ月以内）をご準備の上、教育委員会教育総務課へ提出して下さい。

※当該申請子どもの保育の必要性を証明する、保護者についての書類

→保護者全員分が必要です。

①就業を理由とする場合

■就労証明書（月48時間以上の就労が必要）

○外 勤 →雇用主の証明

○内 職 →依頼主の証明

○自営業 →客観的に自営を証明できるもの（開業届、確定申告書の写し等）を添付

②妊娠、出産を理由とする場合

■母子健康手帳の写し（氏名と出産予定日が記載されているページ）

③保護者の疾病、障がいを理由とする場合（家庭での保育が困難である場合）

■医師の証明書、診断書 ■障がい者手帳等の写し いずれか1点

④同居親族の介護・看護を理由とする場合（同居親族の常時の介護・看護が必要である場合）

■医師の証明書・診断書 ■障がい者手帳等の写し いずれか1点

⑤災害復旧を理由とする場合

■り災証明書

別 紙

⑥求職活動を理由とする場合

- 就労誓約書

⑦就学・職業訓練を理由とする場合

- 就学等証明書

⑧虐待・DVのおそれがある場合

- 警察のDV証明書

⑨その他、市町村が認める場合

→教育委員会教育総務課までお問い合わせください。

その他

- ①就労証明書 ⑥就労誓約書 ⑦就学等（予定）証明書については、所定の様式がございますので、市のホームページよりダウンロード（「幼児教育・保育の無償化」で検索）いただくか又は市役所教育総務課・各幼稚園へお問合せ下さい。
- 家庭の状況・就労状況等に異動（転出・離職等）があった場合は、必ず市役所教育委員会教育総務課へご連絡下さい。

<お問い合わせ先>

大和郡山市教育委員会教育総務課 総務係

☎ 53-1151（内線713）

（裏面）